

委 託 仕 様 書

1. 委託名

箕面市新市立病院整備基本・実施設計委託

2. 整備予定地

箕面市 船場東 地内（「付属 1 都市計画図・敷地境界イメージ・開発計画図（平面・断面）」のとおり）

3. 委託期間

契約日から令和 10 年 3 月 17 日まで。

- ・基本設計の完了（成果品の提出を含む）
：令和 8 年 8 月 15 日まで（提案による）
- ・実施設計の完了（確認済証の取得・成果品の提出を含む）
：令和 9 年 11 月 15 日まで（提案による）
- ・施工者選定に係る支援（8.（2）エ j 2）による業務）の完了
：令和 10 年 3 月 17 日まで（提案による）

4. 総 則

- (1) 本委託仕様書において、「資料 1 入札説明書」第 1. 2 用語の定義に示す「落札者」となったものを「受託者」という。
- (2) 本委託の実施にあたっては、発注者の信頼に応じ得る十分な知識と経験を傾注し、関係法令に基づき誠意をもって意見を述べ、助言をなし、秘密を守り、発注者の正当な利益を擁護して設計業務を行い、その責任を果たさなければならない。
- (3) 円滑かつ速やかに設計業務が行えるよう、本委託を行わなければならない。
- (4) 本委託に伴う打ち合わせ・協議内容については、全て報告書を作成し提出すること。
- (5) 協議関係者との打ち合わせ等により各計画概要案に変更が生じる場合があるので留意すること。
- (6) 本委託仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務等委託契約書（案）」、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）によるほか、これらに記載のない事項であっても本委託の性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。

5. 施設計画にあたっての条件

- (1) 施設計画にあたっては、「資料 5-1 箕面市新市立病院整備基本計画書」及び、「資料 5-2 諸元表・凡例」を参照のこと。なお、基本計画書中の事業費（P45 第 7. 1）は、基本計画書策定時に想定した令和 6 年 8 月時点の想定事業費であり、今後の予算編成にあたっては、当時点からの物価上昇を加味する予定である。また、基本計画書中の事業工程

- (P45 第 7. 2) については基本計画策定時の想定であり、現時点では、令和 7 年度（2025 年度）に基本設計を開始し令和 13 年度（2031 年度）の開院を目指すものとする。
- (2) 本委託の履行にあたっては、貸与する資料を参考とする他、十分に現地を調査し、現況を把握すること。
- (3) 本委託に伴う関係者との打ち合わせに同席し、必要な説明・助言等を行うこと。
- (4) 与条件の整理
- ア 新市立病院の建築に関する条件、設計基準、関係法令などを基として計画条件等について整理を行うこと。
 - イ 給排水、ガス、電気等設備について関係機関（関係者）と協議を行い、計画条件等を整理すること。

6. 情報守秘

本委託の成果品として納品される図書、調査資料等の市施設に係る固有情報（電子情報も含む）については、本委託以外において使用してはならない。

7. 委託範囲

本委託の範囲は以降に示すとおりとする。

8. 設計業務

- (1) 標準業務の内容
- ア 基本設計業務
基本設計業務（令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添一第 1 項第 1 号イ）に掲げる業務（必要に応じて、開発・造成設計に関する基本設計業務を含む。）
 - イ 実施設計業務
本事業整備対象施設の実実施設計に関する標準業務（令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第二号イ）のうち、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある設計に関する業務（令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添一第 1 項第三号）を除く業務を基本とする（必要に応じて、開発・造成設計に関する実施設計業務（設計意図の伝達業務を除く）を含む。）
 - ウ 施工者選定に係る支援
施工者選定時の当設計に関する質問に対する質問回答案作成等の施工者選定支援業務
- (2) その他業務の内容
- ア 建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務
 - a 市及び指定管理者へのヒアリング業務並びに市及び指定管理者の承認を得たプロット図（平面詳細図に設備内容をプロットしたもの）の作成
 - b 関係各所との設計内容の合意形成のための資料作成、説明会、会議等への出席
 - c 色彩計画提案業務
 - d バーチャルリアリティなど動画を用いた設計検討
 - e 施設整備に係る調査業務及び対策業務
調査実施の業務区分及び、受託者区分の各種調査の詳細については以下に示すとおり。

調査項目	業務区分		備考
	市	受託者	
敷地測量	○		令和7年度末頃実施予定 境界確定については協議による
地盤調査	○		付属資料2～4のとおり
土対法関連調査 (地歴調査)		○	—
電波障害調査 (机上調査)		○	8. (2) エ c のとおり
井水調査		○	新病院において井水利用可能性検討のための、水量・水質等の調査

※1：土地の形質変更の届出に伴う土地利用履歴調査及び報告書の作成を行うこと。

※2：井水調査について、市が想定する井戸仕様・調査工事内容は以下のとおり。
調査の施工・試験にあたっては『さく井工事施工指針（2021年版）』（一般社団法人全国さく井協会）に基づき行うこと。

- ・ロータリー工法、掘さく口径φ300mm以上×200m、仕上井戸口径SGPφ150mm×200m

- ・調査井掘さく一式（検層・ケーシング等含む）、揚水試験（予備揚水・段階揚水・連続揚水・回復試験（ポンプ設置・撤去等、施工にかかる費用含む）、水質試験（飲用にも供する想定）

※3：本委託を実施するうえで、市が調査し開示した調査以外に、業務を履行するために必要となる調査を行うこと。また、調査の実施に当たっては、事業が遅延しないよう調査時期については十分に留意し、調査時期や方法については、監督職員と十分に調整した上で調査を実施すること。費用負担については市との協議による。

イ 建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務

a 日影図の作成

b リサイクル計画書の作成

c 開発行為が含まれる計画である場合は都市計画法第29条に基づく開発許可申請及び検査済証の取得に係る業務（開発行為が含まれる計画である場合は、箕面市まちづくり推進条例第20条に基づきあらかじめ建設基準に基づく計画書を市長に提出し、協議が必要となる。）

d 建築基準法第18条に基づく計画通知申請手続き業務（建築物の高さが31mを超える場合は、北部大阪都市計画高度地区（箕面市決定）計画書第3項（許可による特例）に基づく許可基準に合った計画とし、協議・手続きを行うこと。）

e 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務

f 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律における適合性判断（以下、「省エネ適合性判定」という。）業務

- ・省エネ適合性判定にあたっては、建築物エネルギー消費性能等を定める省令第1条第1号ロ（モデル建物法）によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。
- g 景観法第16条に基づく通知、箕面市景観計画に基づく事前協議の作成及び協議等の諸手続き
- h 大阪府福祉のまちづくり条例の認定申請書・計画書・チェックリスト作成・完了届出書作成等の手続きに係る業務
- i 駐車場の届出書の作成及び手続きに係る業務
- j 建築物及びその敷地の緑化に関する条例に係る業務
- k 大阪府砂防指定地管理条例に係る業務
- l 大阪府自然環境保全条例の手続きに係る業務
- m 大阪府環境基本条例の手続きに係る業務
- n 大阪府気候変動対策の推進に関する条例の手続きに係る業務
- o 箕面市まちづくり推進条例に基づく協議・届出
- p 土壌汚染対策法の手続きに係る業務
- q 水質汚濁防止法の手続きに係る業務
- r 文化財保護法の手続きに係る業務
- s 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請手続き業務
- t 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- u 消防法に関する届出
- ウ 建築物の立地、規模又は事業の特性により必要となる許認可等に関する業務
 - a インフラ接続に係る施設及び必要設備の設計業務
 - b インフラ接続及び、施設計画に係る敷地周辺の外構設計業務
 - c 井水利用に係る業務（調査結果に基づいた利用計画の検討・提案等）
 - d 免震装置の維持管理に係る助言
 - e 医療法に基づく許認可申請（医療機器等を除く。）の資料作成及び申請手続支援業務（事前相談計画書、開設許可申請、使用許可申請（エックス線診療室放射線防護図及び遮蔽計算書、高エネルギー発生装置備付届等を含む。）、検査受検及び開設届）。
 - f 医療機器等に係る許認可申請の補助業務（放射線障害防止法の使用許可申請等の申請書類の作成支援、施設検査提出書類の作成支援等）。
 - g 電気設備・機械設備の器具設置等に伴う各許認可等の諸手続き業務
- エ 評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務
 - a 建築物の防災又は減災に関する業務
 - b 事業継続計画（BCP）対策の検討及び設計（トリアージスペース等）
 - 1) 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
 - 2) 高層建築物等の防災措置に関する要綱に係る業務
 - 3) 防災計画書作成及び協議・報告書取得業務、それに関する資料の作成

- c 建築物による電波の伝搬障害の防止に関する業務（標準業務に該当しないものに限る。）
- 1) 「テレビ電波受信障害調査業務委託仕様書」（令和5年度版）（大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室住宅整備課）に基づく机上検討
- ※テレビ電波受信障害調査報告書に添付する、テレビ受信障害予測地域図（縮尺1／1,000～1／5,000）については、建築物の規模、形状、周辺の地形、障害物等に充分配慮してテレビ受信障害予測を行い作成すること。図には縮尺を表示するスケール（物差し）を記入すること。
- ※テレビ受信障害予測地域図及びテレビ電波受信障害調査報告書の作成者は、一般社団法人日本CATV協会の認定による調査技術者の資格（区分：第1級CATV技術者）を有する者またはそれと同等以上の知識と経験を有する者とする。
- d 建築物の地震に対する安全性等の評価等に関する業務
- 1) 免震構造に関する構造評定、大臣認定等審査手続き業務
- e 法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助制度の活用に関する業務
- 1) 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書の作成
 - 2) 公的補助事業の補助金等を取得する場合の届出手続等の資料作成 等支援（補助事業に係る内訳書及び報告書の作成を含む）
 - 3) 各種補助金等を取得する場合の届出手続等の事前協議、資料作成業務
- f 特別な成果物の作成に関する業務
- 1) 模型製作、詳細は協議による。（1m×1m程度、1／300程度、1個を想定）
 - 2) 透視図作成、計30面（詳細に表現し彩色仕上げとする（額縁等の有無は監督職員との協議による。））
- ① 基本設計時

・建物外観	A3版	2面
・鳥瞰図	A3版	1面
・内部（エントランス（総合案内又は総合受付含む）、 外来待合（受付含む）、病棟スタッフステーション、 病室（有料・無料共）、講堂、等）	A3版	各1面
 - ② 実施設計時

・建物外観	A3版	2面
・鳥瞰図	A3版	2面
・外部（ロータリー、外構、駐車場）	A3版	各1面
・内部（エントランス（総合案内又は総合受付含む）、 外来待合（受付含む）、救急部門、 医局、医療事務室、病棟スタッフステーション、 病室（有料・無料共）、講堂、等）	A3版	各1面
- g 建築主以外の第三者に対する説明に関する業務
- 1) パンフレット及び技術提案概要版、基本設計概要版、実施設計概要版等の各種広報資料の作成
 - 2) 広報用のプロモーション動画、モデリングの作成
 - 3) 地元等調整及び住民説明等に必要な資料の作成等協議支援業務（法令等に基づくものを除く。）
- h 建築物の維持管理又は運営等の支援に関する業務
- 1) 当該施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務（長期修繕

計画書作成の基となる資料作成を含む。)

i 施工費用の検討及び算定等に関する業務

1) 積算業務

- ・ 建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・ 電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・ 機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・ 開発・造成設計にかかる積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）（必要に応じて）

2) コスト管理・調整業務（基本設計中盤および完了時、実施設計中盤および終盤、そのほか発注者の指示があった場合に、項目ごとのコスト推移の検証、コスト縮減案の提案、そのほか関連業務）

j 施工又は発注の支援に関する業務

1) 概略工事工程表の作成

2) 施工者選定に係る支援業務（質疑応答対応、技術的見解等の提供等）（開発・造成工事の施工者選定に係る支援業務等）

k 設計の変更に伴い発生する業務

1 その他建築物の計画に付随する業務

- 1) 各種機器の容量等の計算書の作成
- 2) 市が指定する委託業務業者の調整に関わる業務
- 3) その他本委託の履行及び、各関係者、庁内意思決定を行うための協議等、病院開設に向けて必要となる設計・図面作成業務
- 4) その他当該計画に係る法規制に伴う申請、協議、報告、届出
- 5) 新市立病院開院後の周辺交差点の需要予測検討
- 6) 周辺案内標識の設計業務

(3) 本委託の実施条件

- ア 受託者は、設計業務の実施にあたり、市及び指定管理者の要望を十分に反映させるため、詳細な要件については市及び指定管理者にヒアリングを実施し、協議・調整を行うこと。なお、本委託仕様書及び基本計画書の内容に変更等が発生した場合は、協議及び調整を行うこと。
- イ 受託者は、関係者のニーズを反映した、コンセプト等を含めた基本設計平面図（案）、立面図（案）等を作成すること。これをもって庁内関係者と協議を行う。各関係者、庁内意思決定を行うための協議において、建築に精通していない者も理解しやすい資料とすること。
- ウ 受託者は、事業推進に関する各会議において、市の求めに応じて事業の報告及び説明支援を行うこと。なお、建築専門家以外の者が参加する場合があるため、専門家以外の者が、理解しやすい資料を作成し説明支援を行うこと。（設計図を簡略化加工した図、パワーポイント資料、パース又は動画等）
- エ 設計にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各種工事標準仕様書に基づくことを原則とするが、性能に支障がなく、実績等確認のうえ、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- オ 質の高い医療サービスを提供するために、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の最新版の認定基準に対応できる施設とすること。
- カ 質の高い医療サービスを継続していくために、各種指定医療機関の指定・認定取得に対応できる施設を目指し設計すること。
- キ 診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な施設を設計すること。
- ク 施設のバリアフリー機能を標準化とし、安全であることはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが安心して利用できるように設計をすること。
- ケ 将来の設備機器及び医療機器等の更新が可能な計画とすること。また設計において主な機器の搬出入計画を検討すること。
- コ 設備機器及び医療機器等、什器備品等の設置について、市や関連する業務等と十分連携のうえ配慮をすること。
- サ 施設計画については、将来の医療環境の変化に柔軟に対応できるものとする。
- シ 市からの要望及び物価の変動等により当初想定していない概算コスト増が見込まれる場合には、コスト減となる別途の代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。
- ス 設計内容や施工方法は、病院経営の観点から、提案した建物構造による法定耐用年数に応じた期間の長期修繕計画及びライフサイクルコストをもとに検討し、結果を市に提示し、分析結果をもとに設計業務を進めること。
- セ (一般財団法人) 建築環境・省エネルギー機構による、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE-新築)でB+ランク以上取得可能な設計とすること。
- ソ 建築材料及び設備方式等を決定する際は、イニシャルコスト・ランニングコスト・保守管理・更新時期等について、比較資料を市及び指定管理者に提示し、承諾を得て進めること。
- タ ポケットパークについては、敷地内であるが、別途整備するため形状を変更する計画はしないこと。ただし、新市立病院との接続部分の設計は行うこと。
- チ 前記(2)に示す許可・申請においては、申請書又は届出書・必要な書類の作成及び提出、内容に係る協議等手続き一式を行うこと。また、許可・判定等申請、届出手数料の納付も含む。(※当該委託業務に手数料を含む。)
- ツ 関係官公署等への届出手続き等に当たっては、届け出内容等について、あらかじめ監督職員に報告し承諾を受けること。
- テ 受託者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- ト 医療法に基づく許認可申請(放射線施設を含み、医療機器等を除く)の協議、報告申請資料作成業務及び届出手続きは受託者が支援すること。
- ナ 受託者は、医療機器等に係る許認可申請(医療法、放射線障害防止法等)においては、業務における書類及び資料の作成及び提供等について、監督職員の求めに応じて協力すること。(施設検査提出書類の作成等を行う。)
- ニ 指定確認検査機関の利用は可とする。
- ヌ 成果物引渡し後に、当該設計に関する質問が生じたときは、受託者は市との協議、及び質問に対する回答書の作成に協力すること。
- ネ 歩行者が北大阪急行電鉄箕面船場阪大前駅の北出入口から雨に濡れずに来院できるよう屋根付きの通路、庇等を計画すること。(駅から本敷地までの屋根付き歩道は別途整備予定のため、当該屋根との接続計画、景観の調和を含む。)

(4) 実施設計図書作成条件

ア 設計概要

基本設計を基に建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、計画に伴う開発工事（必要となった場合に限る）、計画に伴う敷地周辺道路整備工事（歩道の切り下げ等がある場合）、解体工事（地中残置物や排水溝など、既存の構築物解体において必要となった場合に限る）、その他必要となる関連工事一式の実施設計を行うこと。

イ 図面の種類

- a 設計図面は下記図面の構成を基本とし、詳細は「9. 提出設計図書等」による。
表紙、図面リスト、特記仕様書、工事区分表、工事概要書、附近見取図、配置図、外部・内部仕上表、平面図、立面図、断面図、天井伏図、矩計図、建具表、外構図、仮設計画図、各詳細図、構造図、サイン計画図
電気設備平面図、（幹線・動力・電灯・コンセント・弱電・自動火災報知・警報・情報通信等）、各系統図、機器姿図、機器リスト
機械設備平面図、（給水・排水通気・給湯・衛生器具・空調・換気・消火等）、各系統図、機器姿図、機器リスト、その他必要な図面

ウ 特記仕様書

- a 箕面市指定様式

エ 標準仕様書・標準図（最新版）

- a 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- b 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図
- c 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）

オ 数量積算（最新版）

- a 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築数量積算基準・同解説
- b 箕面市営繕工事積算指針

カ 単価根拠（最新版）

- a 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事積算基準
- b 箕面市営繕工事積算指針
- c 建築コスト情報（財団法人建設物価調査会）
- d 建築施工単価（財団法人経済調査会）
- e 建設物価（財団法人建設物価調査会）
- f 積算資料（財団法人経済調査会）
- g 各種メーカー等見積（3社以上取得し、最低金額採用とする。）

キ その他

- a 実施設計は工事費内訳明細作成に必要な内容、かつ工事に必要な詳細図面が十分に盛り込まれた内容とすること。
- b 工事発注形態について、建築工事（仮）、電気設備工事（仮）、空調換気設備工事（仮）、給排水衛生設備工事（仮）、開発・造成工事（仮）（必要に応じて）の分離発注に対応できるよう、工種ごとに分けて設計・積算業務を行うこと。工事発注形態の詳細は設計段階で検討することとし、工事の範囲、図面上の分割の仕方及び図面の提出の時期について監督職員の指示を受けること。
- c 工事施工に必要な仮設工事の計画及び設計・積算を行うこと。

(5) 計画地の概要

ア 所在地

「付属 1 都市計画図・敷地境界イメージ・開発計画図（平面・断面）」のとおり。また、敷地の状況として「付属資料 7 新病院計画地 関連工事資料」についても参照すること。

イ 敷地面積 約 14,970 m²

ウ 用途地域等

都市計画区域の内外の別等： 区域内（市街化区域）

防火区域： 防火区域

用途地域： 商業地域

建ぺい率： 80%

容積率： 600%

高度地区： 第七種、第八種高度地区

土地区画整理事業区域： 区域内（済）

地区計画： 区域外

砂防指定区域： 区域外

宅地造成等工事規制区域： 区域内

河川保全区域： 区域外

(6) 建築計画施設の概要

ア 構造・規模 構造種別および階数は提案によるものとし、耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準（最新版）」に従い、構造体はⅠ類とする。建築非構造部材はⅠ類、建築設備についてはⅠ類とすること。なお、リニアック棟を別棟として計画する場合にも上記の仕様とする。

※病院棟は免震構造とすること。なお、リニアック棟を別棟として計画する場合、リニアック棟は耐震構造の採用を可とする。

イ 延床面積 約 35,100 m²以上（倉庫及びリニアック棟等は含むが、ピロティ、駐輪場、立体駐車場は除く）

ウ 駐車場 350 台以上

エ 診療科目 内科（総合）、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、脳神経内科、呼吸器・免疫内科、腎臓内科*、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科*、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、緩和ケア内科、感染症内科
*透析の実施範囲について、維持透析は基本的に実施しない方向とするが、詳細は設計段階で検討することとする。

*分娩は基本的に実施することとし、産後ケア事業の実施も想定に入れ、詳細は設計段階で検討することとする。

オ 病床数 390 床（高度急性期・急性期）

カ 病室・病棟構成 基本計画書に示すところによること。

キ 主要設備（下記を想定しているが、設計段階で最も合理的な方式を検討する）

α 受変電設備 高圧受電

β 防災設備 自動火災報知、非常放送、避雷針設備、スプリンクラー設備、特殊

- c 弱電設備 消火設備、屋内消火栓、消火器、誘導灯、等
一般放送、電話、インターホン、情報通信、TV 共聴、呼び出し、TV
電波障害防除、電気錠等
- d 給水設備 受水槽貯留、増圧送水方式又は直圧送水方式
- e 排水設備 分流式
- f ガス設備 都市ガス
- g 医療ガス設備 酸素、吸引、圧縮空気、窒素、二酸化炭素及び余剰麻酔ガス排出設備
- h 空調設備 個別空調及び外調機方式
- i 換気設備 第 1 種換気及び第 3 種換気
- j 昇降機設備 動線等に十分配慮し、機能的な配置計画としたうえで、交通量・用途を見極め、適切な昇降機計画とすること。車椅子対応、マシンルームレス、福祉施設対応型とする。
- ク 外構整備 歩行者用庇（箕面船場阪大前駅の北出入口からの歩道と連続性のある屋根付き通路、庇等）、駐輪場（バイク置場含む）300 台以上、庇、車寄せ、転回スペース、コミュニティバス（全長 6,990mm、全幅 2,080mm、全高 3,100mm）の停留、昇降スペース、植栽、フェンス、雨水排水設備、側溝、その他付帯施設（廃棄物置き場等）の整備
※敷地西面の国道 423 号線沿いに路線バスのバスベイを設置する可能性があるため、新市立病院までの屋根付き歩廊の設置に対応できるように計画すること。
- ケ その他要件
- a 敷地周辺のインフラ整備状況は「付属資料 7-1 病院計画地現況図・周辺インフラ現況図」、「付属資料 7-2 道路付替え工事図・インフラ付替え図」に示す。
- b 液酸タンクは中型（5t）以上のタンクローリーにより搬入できるよう、車動線に配慮すること。
- c 搬送設備計画について、病院棟の各フロアを繋ぎトレイ（ボックス）により物品を搬送できる垂直小荷物搬送設備を設け、各病棟、薬剤、検査、救急、手術など、主に薬剤や検体の搬送に関連する各部門の使いやすい場所へ配置し、到着したトレイや発送予約したトレイをストックする機能を備えたもの（オートリフト）を提案すること。
- コ 北大阪急行電鉄に対する新市立病院整備事業上の配慮事項について
- a 「付属資料 7-5 北大阪急行線高架 坑口前管理扉資料」に示す、坑口前管理扉から道路・空地に至るまでの通路については、屋根を設けず、表層を簡易アスファルト舗装程度の設えとし、幅員 1.5m 以上の避難に支障がない通路幅を確保し、扉から扉前の地盤への段差は 20cm 以内とし、扉前から道路・空地に至るまでは、車椅子利用者、担架運搬を考慮し段差のない経路を確保すること。
- b 本事業にあたっては、『都市部鉄道構造物の近接施工マニュアル（公益財団法人鉄道総合技術研究所）』を遵守した建築計画を行うこと。
- c 計画地への車両アプローチ動線について、国道 423 号線から高架下を通る計画とする場合には、高架躯体への接触防止設備等を設けること。
- d 建築計画において、「付属資料 6 「北大阪急行線延伸整備事業に係る環境影響評価評価書」の概要」を参考とし、病室は騒音（車両・鉄道含む）に対して日中 45dB 以下・夜間 40dB 以下になるように計画するとともに、その他の室においても、『建

建築物の遮音性能基準と設計指針〔第二版〕（日本建築学会編）』・環境基本法等に準じて計画し、振動についても配慮のうえ診療機能に十分に配慮すること。

- e 高架からの旅客の視線に配慮したゾーニング計画、開口計画とすること。
- f 立体駐車場が鉄道に近接する計画となる場合には、立体駐車場から高架軌道敷への車両の転落を防止する対策を講じること。
- g 電車や架線から発生する電磁波に対して、病院運営、医療機能に支障が生じない計画、対策を講じること。
- h 設計計画書を作成し、北大阪急行電鉄株式会社と近接施工協議を行いながら設計を進めること。

(7) 設計業務の成果物は「9. 提出設計図書等」のとおり。

9. 提出設計図書等

(1) 提出する設計図書等は以下のとおり。

ア 着手時（契約締結後 10 日以内）

- a 業務計画書 A4 又は A3 ファイル綴：1 部
※本委託を進めるにあたり、履行体制、方針、スケジュール、図面や設計書等の照査体制について業務計画書を作成し、提出すること。
- b 他、箕面市が定める書類 A4 又は A3 ファイル綴：1 部

イ 基本設計完了時

- a 基本設計図 A3 カラー版：3 部
- b 概算工事費 A4 ファイル綴：1 部
 - ・内訳書、積算根拠、データ含む CD-R：1 式、3 部
- c 設備機器容量、能力等計算書 A4 ファイル綴：3 部
- d 協議対象者との協議経過報告書 A4 ファイル綴：3 部
- e 打ち合わせ報告書 A4 ファイル綴：3 部
※市等との協議議事録を都度作成すること。
- f 前記のデータを記録した CD-R CD-R：1 式、3 部
- g その他監督職員の指示により必要な図書を提出すること。
※基本設計図は原則として以下によるものとする。また、その他監督職員が求める書類等を提出することとし、製本形態は監督職員との協議によるものとする。下記の他、概算工事費を算出する為に必要な図面は提出すること。

1) 建築（意匠）

- ・仕上げ概要書
仕上げ仕様を特定できる内容、材料等の検討資料含む
- ・面積表及び求積図
- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（各階）（機器・什器備品プロット含む）
- ・断面図
- ・立面図
- ・仮設計画概要書
- ・解体工事図（必要に応じて）

- 2) 構造
 - ・ 構造計画説明書
 - ・ 構造設計概要書 （仮定断面図・構造工法の説明）
 - ・ ボーリング柱状図 （必要に応じて）
 - ・ 仮定部材リスト
 - ・ 各種技術資料
- 3) 電気設備
 - ・ 電気設備計画説明書
 - ・ 電気設備設計概要書 （各室与条件表・系統図）
 - ・ インフラ図・外構図
 - ・ 各種技術資料 （方式等の検討資料含む）
- 4) 給排水衛生設備
 - ・ 給排水衛生設備計画説明書
 - ・ 給排水衛生設備設計概要書 各室与条件表・系統図
 - ・ インフラ図・外構図
 - ・ 各種技術資料 （方式等の検討資料含む）
- 5) 空調換気設備
 - ・ 空調換気設備計画説明書
 - ・ 空調換気設備設計概要書 各室与条件表・系統図
 - ・ インフラ図・外構図
 - ・ 各種技術資料 （方式等の検討資料含む）
- 6) 昇降機等
 - ・ 昇降機等設備計画説明書
 - ・ 昇降機等設備設計概要書
 - ・ 各種技術資料
- 7) その他成果物
 - ・ 開発・造成基本設計図書
（敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構、防災、道路設計など必要に応じて）
 - ・ 透視図 （8.（2）その他の業務の内容による）
 - ・ デザインコンセプトの策定（家具・什器・サイン等仕様概要等を含む）
 - ・ 要求事項をまとめた書類、各室諸元表等議事録含む
 - ・ ヒアリングに関する資料、議事録
 - ・ イニシャルコスト・ランニングコストの縮減検討報告書
 - ・ BCP 計画検討書
 - ・ 設計説明書
 - ・ 概略工事工程表
 - ・ 電波障害対策に関する資料、報告書 （建物性能に関わる部分）
 - ・ 基本設計概要書 （市民説明用資料）
 - ・ 工事区分表
 - ・ その他市が要求する資料等

ウ 実施設計完了時

- | | |
|----------------------------|--------------|
| a 実施設計図（2つ折り文字入り製本） | A1 版：2 部 |
| b 実施設計図縮小版（2つ折り文字入り製本） | A3 版：3 部 |
| c 設計図データ（DXF・DWG・JWW ファイル） | CD-R：1 式、3 部 |

※BIM データを使用する場合は提出すること。

- d 設計内訳書 A4 ファイル綴：1 部
- e 積算根拠（代価表、複合単価表、数量調書） A4 ファイル綴：1 部
- f 見積比較表、見積書 A4 ファイル綴：1 部
- g 構造計算書、構造計算データ A4 ファイル綴：3 部
- h 設備機器容量、能力等計算書 A4 ファイル綴：3 部
- i 設計内訳書、積算根拠原稿（データ提出の場合は不要）
A4 ファイル綴：1 部
- j 設計内訳書、積算根拠データ CD-R：1 式、3 部
- k 打ち合わせ報告書 A4 ファイル綴：3 部

※市等との協議議事録を都度作成すること。

- l 単価根拠（当該業務の積算に使用した刊行物）：1 式
- m 調査結果報告書 A4 ファイル綴：1 部、CD-R：1 式、3 部

※業務を履行するために実施した各調査結果報告書を、調査が完了し調査報告書が完成次第、PDF データファイル形式及び紙媒体ファイルにて市に提出すること。また、調査業務に係る関係機関との打合せ議事録を、調査報告書に添付し市に提出すること。

- n 許可・申請手続きの業務に伴う許可書又は届出書の副本
A4 ファイル綴：1 部

※計画通知図書・構造適合性判定及び大臣認定等含む。なお、業務を履行するために実施した許可申請書の一覧表を作成し、事業引渡時に市に提出すること。

- o 許可・申請の業務に伴う協議経過報告書 A4 ファイル綴：1 部

※本委託の履行に際し必要となった許可・申請の履行チェック、対応表、及び許可・申請の業務に係る関係省庁との打合せ記録含む。

- p 実施結果報告書：1 式

- q その他監督職員の指示により必要な図書を提出すること。

※実施設計図は原則として以下によるものとし、その時期ごとに必ず提出すること。また、その他監督職員が求める書類等を提出することとし、製本形態は監督職員との協議によるものとする。また、市が事業の進捗について情報公開を行う際には、イメージパース、デザインコンセプトその他について提供を求める場合があるので、協力すること。

- 1) 建築（意匠）
 - ・建築物概要書
 - ・特記仕様書
 - ・仕上げ表 仕上げ仕様を特定できる内容
 - ・面積表及び求積図 敷地及び建築物
 - ・敷地案内図
 - ・配置図
 - ・平面図（各階） 機器・什器備品プロット含む
 - ・断面図
 - ・立面図（各面）
 - ・矩計図
 - ・展開図
 - ・天井伏図（各階）
 - ・平面詳細図

- ・断面詳細図
 - ・部分詳細図
 - ・水廻り詳細図
 - ・手術室詳細図
 - ・搬送設備図
 - ・建具表
 - ・外構図
 - ・植栽計画図（緑化計画）
 - ・日影図
 - ・防火区画図
 - ・工事ステップ図 必要に応じて
 - ・解体工事図 必要に応じて
 - ・各種計算書
- 2) 構造
- ・特記仕様書 仮定断面図・構造工法の説明
 - ・伏図（各階） 杭伏図、地盤改良図、基礎伏図等含む
 - ・軸組図
 - ・部材断面図
 - ・標準詳細図
 - ・部分詳細図
 - ・構造計算概要書
 - ・各種構造関係技術資料
 - ・構造関連各記録書
- 3) 電気設備
- ・特記仕様書
 - ・配置図
 - ・受変電設備図（高圧）
 - ・非常用発電機設備図
 - ・無停電電源設備図
 - ・直流電源設備図
 - ・電力監視設備図
 - ・幹線・動力設備図
 - ・電灯・コンセント・接地設備図
 - ・非常照明・誘導灯設備図
 - ・火災報知設備図
 - ・雷保護設備図
 - ・電話設備図
 - ・情報設備図
 - ・拡声設備図
 - ・テレビ共同受信設備図
 - ・電気時計設備図
 - ・ナースコール設備図
 - ・インターホン設備図
 - ・外来呼出設備図
 - ・監視カメラ設備図

- ・ 入退出管理設備図
- ・ 自動火災報知設備図
- ・ 音響・映像設備図
- ・ 身障者対応設備図
- ・ 構内配電線路図
- ・ 構内通信線路図
- 4) 給排水衛生設備
 - ・ 特記仕様書 各室与条件表・系統図
 - ・ 敷地案内図
 - ・ 配置図兼屋外設備図
 - ・ 機器表・器具表
 - ・ 衛生器具設備図
 - ・ 給水設備図
 - ・ 排水設備図
 - ・ 井水設備図 必要に応じて
 - ・ 給湯設備図
 - ・ 消火設備図
 - ・ ガス設備図
 - ・ 医療ガス設備図
 - ・ 屋外設備図
 - ・ 特殊排水処理設備図
 - ・ 各種技術資料
- 5) 空調換気設備
 - ・ 特記仕様書 各室与条件表・系統図
 - ・ 配置図兼屋外設備図
 - ・ 機器表
 - ・ 空気調和設備図
 - ・ 換気設備図
 - ・ 自動制御設備図
 - ・ 排煙設備図
- 6) 昇降機等（小荷物昇降機等含む）
 - ・ 昇降機等設備計画概要
 - ・ 昇降機等設備設計図
 - ・ 各種技術資料
- 7) その他成果物
 - ・ 開発・造成実施設計図書
（敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構、防災、道路設計などの図面・計算書等必要に応じて）
 - ・ 透視図 8. (2) その他の業務の内容による
 - ・ サイン計画図
 - ・ 設計説明書
 - ・ 実施設計概要書 市民説明用資料
 - ・ 概略工事工程表
 - ・ CASBEE に関する報告書
 - ・ 避難計画等検討資料

- ・各種広報資料
- ・建築関係法令調査書 建築・設備含む
- ・ヒアリングに関する資料、議事録
- ・BCP 計画検討書
- ・周辺交差点の需要予測検討書
- ・周辺案内標識の設計図 意匠・構造含む
- ・各技術資料
- ・その他市が要求する資料等

エ 手続き完了時

- | | |
|----------------|-------|
| a 計画通知副本 | : 1 部 |
| b その他手続きにおける副本 | : 1 部 |

(2) 提出にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ア 設計図は、適宜、追加してもよい。
- イ 別途発注との工事区分を明確とする詳細図・区分表を作成し、市に協力すること。
- ウ A4 の書類は、原則として両面印刷とすること。
- エ 表紙及び背表紙には、内容及び作成年月を記載すること。
- オ 電子成果物のファイル形式は、PDF データのほか、オリジナルファイルも提出する。
オリジナルファイルは以下のファイル形式を基本として作成するものとし、他形式による資料等については監督職員と協議すること。
 - ・文書：MicrosoftWord 形式・PowerPoint 形式
 - ・表、グラフ：MicrosoftExcel 形式
 - ・写真：JPEG 形式
- カ 関係機関等への申請書類において複数部の提出が必要な場合は、(1) に記載の部数に係わらず、必要となる部数を納品すること。
- キ 成果物の取り扱いについて
成果物及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に対する一切の権利は、市に帰属するものとする。また、成果物等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とするものとする。また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(3) 提出場所

〒562 - 0014 箕面市萱野 5 丁目 7-1
 箕面市 市立病院管理部 新市立病院整備室
 (箕面市立病院 リハビリテーション棟 2 階)

10. その他条件

- (1) 受託者の提案書の内容は、契約前の協議により委託仕様書として契約時に採用する。また、本委託仕様書に定めのない事項、本委託仕様書に定める業務の実施に当たって本委託仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者は遅滞なく市と協議して定めること。
- (2) 市が指定する委託業務業者について

新病院の開院支援を行う医療コンサルティング会社、コスト管理及び品質管理等を総合的に行うコンストラクション・マネジメント会社と積極的なコミュニケーションを図りつつ、他、関係者である、関係官公署や指定管理者等の全体の調整を行うこと。

- (3) 箕面市公共工事コスト縮減に関する行動計画を遵守し業務を行うこと。
- (4) 構造計算に使用するプログラムは、大臣認定を取得したものとする。
- (5) 打合せは2週間に1度程度を基準としその他市の求めに応じて行うこと。
- (6) 実施体制について
 - ア 契約締結後速やかに実施体制表を市に提出し、承認を得ること。受託者は、契約締結後、原則として提出された実施体制により当該業務を履行すること。また、実施体制を変更しようとする場合は、速やかに当該変更について市へ届け出て、確認、承認を受けること。
 - イ 受託者は建築士法や建設業法等の法律に基づいた体制で業務を実施すること。
- (7) 受託者は、本委託完了時に本委託仕様書に記載している業務、検討項目、提出図書及び設計成果物に対する履行状況を整理した実施結果報告書を作成し、市に提出すること。
- (8) 業務計画書等について
 - ア 受託者は、契約締結後、業務計画書（設計工程表）を監督職員に提出し承諾を得ること。設計工程表は、設計業務、調査業務、ヒアリング、各種条例・構造性能評価申請・計画通知等の提出及び調整の工程、透視図の提出時期、別途工事との調整時期及びその他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。なお、市の検図期間も見込んだ工程表とすること。
 - イ 受託者は、提出した予定工程表の進捗管理を行うこと。また、変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。
- (9) 打合せ及び記録について
 - ア 施設関係者との打ち合わせに同席し、必要な説明・助言をし、関係者の意見を設計にとりいれること。また、監督職員の指示に従い必要な資料を作成すること。
 - イ 受託者は、本委託を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。また、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、協議記録を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ウ 受託者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
 - エ 受託者は、監督職員及び関係官公署以外に本事業に関する打合せ及び会議が開催された場合は、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出すること。
- (10) 各関係者、庁内意思決定における協議において変更する場合があるので、都度スケジュールの共有を行うこと。
- (11) 監督職員の指示について
 - ア 受託者は本事業の実施について、監督職員を通して必要な提案を行う。
 - イ 受託者は、本委託を通じ、監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。
 - ウ 受託者は、常にその進捗状況を把握し、完了期限又は監督職員が指定した期限に遅延することのないように業務を遂行すること。なお、監督職員は、業務期限内外を問わず必要に応じて業務の執行並びに、成果図書の提出を受託者に求めることができる。
- (12) 提出書類について

- ア 受託者は、事業に関する打合せ議事又は、その他事業に関する資料について、市の求めに応じ、関係書類を遅滞なく提出すること。
- イ 受託者は、市が指定した様式がある場合は、その方式により、関係書類を作成し提出すること。
- ウ 市で様式を指定していないものは、受託者において様式を定め、監督職員の承諾を得ること。
- エ 監督職員の指示した書類は、各工種（建築、電気設備及び機械設備等）に分けて提出すること。その場合の部数は監督職員の指示による

(13) 検査

- ア 基本設計段階検査
 - a 基本設計完了時に「9. 提出設計図書等」の基本設計成果物を市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
 - b 受託者は、監督職員等の承諾を受けた後、基本設計業務完了報告書（任意書式）を市に提出すること。
 - c 受託者は基本設計業務完了報告書の提出後に実施設計に取り掛かること。
- イ 実施設計段階検査
 - a 実施設計完了時に「9. 提出設計図書等」の実施設計成果物を市に提出し監督職員等の検査を受けること。成果物の項目及び内容について、監督職員からの承諾を受けること。
 - b 受託者は、監督職員等の承諾を受けた後、実施設計業務完了報告書（任意書式）を市に提出すること。

(14) 別途業務に係る注意点

- ア 受託者は、市が本事業期間中に発注する業務上密接に関係する別途業務等（医療情報システム等の構築の設計業務、医療機器等の配置業務、備品等の配置計画業務等、その他関連業務）について、その業務等が円滑に行えるよう協力し、十分な調整・連携を図り、本委託を遂行するとともに工程管理の調整に協力すること。
- イ 医療機器等及び什器・備品工事に伴う据付のための基礎工事、壁・天井等下地補強工事、点検口設置等については、設計の中で漏れのないよう注意すること。市及びメーカーとのヒアリングにおいて示すものに基づいて設計を行うこととする。
- ウ 市は、別途業務等の内容及び図面等を必要に応じて適宜、通知又は貸与する。
- エ 医療機器の設置検討にあたっては、下記の事項に留意すること。
 - a MRI やCT、放射線治療装置などの大型医療機器については、本事業開始以降に市にて検討・決定するが、受託者は市より機器ごとのメーカー設置参考資料を最低3社程度入手し、最大スペック（大きさ、重量、搬入開口及び仕様）で設計すること。電源等の設計にあたっては、各メーカーの電源、幹線その他の特殊設備について、各社仕様を比較し、項目ごとに条件の悪いもの（本工事費が高くなるもの）の仕様で検討すること。また、機器の搬入ルートを確保すること。
 - b 放射線防護に係る鉛・鉄板・コンクリートの厚さについて、受託者は、市の担当者が判断できるよう、安全性の検証、検討資料や遮蔽計算書、報告書等を作成し市に提出のうえ、必要な内容を決定すること。
 - c 本委託着手後、市にて大型医療機器の決定がなされた時点で、当該メーカー・機種 of 仕様に合わせて検討すること。

(15) 関係法令等の遵守

- ア 都市計画法
- イ 建築基準法
- ウ 消防法
- エ 水道法
- オ 下水道法
- カ ガス事業法
- キ 電気事業法
- ク 河川法
- ケ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律
- コ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- サ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- シ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ス 医療法
- セ 放射線障害防止法
- ソ 放射線同位元素の規制に関する法律
- タ 電波法
- チ 建設業法
- ツ 都市再開発法
- テ 都市緑地法
- ト 土地区画整理法
- ナ 文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）
- ニ 水質汚濁防止法
- ヌ 景観法
- ネ 土壤汚染対策法
- ノ 騒音規制法
- ハ 振動規制法
- ヒ 宅地造成及び特定盛土等規制法
- フ 労働安全衛生法
- ヘ 特許法
- ホ 建設リサイクル法
- マ 木材利用促進法
- ミ 道路法
- ム 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- メ その他関係法令等
業務実施にあたり、本委託仕様書に特段記載がない場合でも関係法令・条例等を遵守すること。

(16) 適用基準等

業務実施にあたっては、関係法令等や8.（4）実施設計図書作成条件に記載の基準によるほか、以下の基準等の最新版を適用する。また、基準等の業務履行期間中の改定については、その適用について協議するものとする。

ア 共通

- a 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- b 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- c 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- d 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- e 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- f 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- g 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- h 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- i 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- j 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- k 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- l 公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）
（国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課）
- m 公共建築工事共通費積算基準（官庁営繕関係統一基準）
（国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課）
- n 公共建築工事積算基準等資料（官庁営繕関係統一基準）
（国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課）

- o 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- p 営繕工事積算チェックマニュアル（国土交通省 大臣官房官庁営繕部計画課）
- q 建築のライフサイクルと維持管理（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- r 環境配慮型官庁施設設計指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- s 省エネルギー建築設計指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- t 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- u 建築物のライフサイクルコスト評価用データ集
（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- v 新・LC 設計の考え方（建築設備維持保全推進協会）
- w グリーン診断・改修計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課）
- x 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- y 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）
- z 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- aa 府有建築物の整備における環境配慮指針
- bb 箕面市建築基準法施行条例
- cc 箕面市まちづくり推進条例
- dd 箕面市福祉のまち総合条例
- ee 大阪府福祉のまちづくり条例
- ff 大阪府環境影響評価条例
- gg 箕面市都市景観条例
- hh 箕面市火災予防条例
- ii 箕面市環境保全条例
- jj 箕面市水道事業給水条例
- kk 箕面市下水道条例
- ll 箕面市暴力団排除条例

- mm 箕面市個人情報保護に関する法律施行条例
- nn 箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例
- oo 大量調理施設衛生管理マニュアル
- pp 箕面市地域防災計画

イ 建築

- a 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- b 建築工事設計図書作成基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- c 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- d 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- e 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- f 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- g 建築設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- h 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- i 建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- j 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所他監修）
- k 建築構造設計指針（東京都建築士事務所協会）
- l 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- m 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- n 免震構造設計指針（日本建築学会）
- o 免震建築物の耐風設計指針（一般社団法人日本免震構造協会）
- p 鋼構造設計基準（日本建築学会）
- q 鋼構造接合部設計指針（日本建築学会）
- r 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- s 擁壁設計標準図（建設省大臣官房官庁営繕部）
- t 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- u 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- v 構内舗装・排水設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- w 表示・標識標準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- x 駐車場設計・施工指針（日本道路協会）

ウ 建築積算

- a 公共建築数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- b 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- c 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- d 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

エ 設備

- a 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- b 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- c 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- d 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- e 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- f 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- g 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）
- h 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- i 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- j 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- k 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- l 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- m 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- n 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課監修）
- o 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- p 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- q 「病院空調設備の設計・管理指針」（日本医療福祉設備協会）
- r 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）HEAS-04-2021（日本医療福祉設備協会）
- s 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）HEAS-02-2022（日本医療福祉設備協会）
- t 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）HEAS-03-2021（日本医療福祉設備協会）
- u 病院設備設計ガイドライン（BCP 編）HEAS-05-2012 及び 2014
（日本医療福祉設備協会）
- v 病院設備設計ガイドライン（コージェネレーション編）HEAS-06-2017
（日本医療福祉設備協会）
- w 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック
（一般社団法人日本医療福祉設備協会）
- x 病院電気設備の設計・施工指針（一般社団法人電気設備学会）
- y JIS T 1022:2023 病院電気設備の安全基準（一般社団法人電気設備学会）
- z 内線規程 JEAC 8001-2022（一般社団法人日本電気協会）

オ 設備積算

- a 公共建築設備数量（積算）基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- b 公共建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- c 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- d 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- e 機械設備工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

カ 解体

- a 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- b 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイド
ライン（平成 15 年 7 月 3 日付国土交通省住宅局長通達）
- c 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）
- d 建設工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日付け国営整第 216 号）
- e 建設物副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日付け国官総第 122 号）

キ その他

- a 建築設計業務等電子納品要領（平成 30 年 2 月 26 日国営施第 23 号）
- b 設計業務等標準積算基準書（国土交通省大臣官房技術調査課監修）
- c 敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

各種基準間に相違がある場合は市と協議し、優先する基準を決定するものとする。